

# 随意契約結果書

|                              |                                                             |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 物品等の名称及び数量                   | 九州新幹線新八代・新水俣間123.8km970m付近浜崎橋の橋梁点検                          |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 八代河川国道事務所長<br>飯島 直己<br>八代市萩原町1-708-2 |
| 契約締結日                        | 令和 7年 8月26日                                                 |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 九州旅客鉄道（株）                                                   |
| 契約金額<br>（消費税及び地方消費税含む）       | ¥8,309,000-                                                 |
| 予定価格<br>（消費税及び地方消費税含む）       | ¥0-                                                         |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり                                                      |
| 備考                           |                                                             |

## 随意契約理由書

1. 件 名 九州新幹線新八代・新水俣間1238km970m付近浜崎橋の橋梁点検
2. 履行場所 熊本県葦北郡津奈木町岩城
3. 随意契約の相手方：名称 九州旅客鉄道株式会社  
住所 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該業務の目的  
本業務は、八代河川国道事務所管内の橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、鉄道及び道路交通の安全を確保するとともに、維持管理に必要な基礎資料を得るために点検を行うものである。
  - 2) 当該業務の内容  
本業務は、九州新幹線新八代・新水俣間1238km970m付近浜崎橋の橋梁点検のうち、線路閉鎖工事監督について九州旅客鉄道株式会社に委託して点検を行うものである。
  - 3) 随意契約に付する理由  
本業務の施行にあたっては、九州旅客鉄道管理区域内において点検作業を行う必要があるため、点検中は常に鉄道運行に支障がないよう、安全かつ正確な点検が求められる。  
しかし、万が一軌道に対し何らかの変状等をきたした場合若しくは事故等が発生した場合は、点検業者において対応することが非常に困難であるため、これら安全保安上の対策等を十分に講ずる必要がある。  
以上のことから、本業務の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に点検を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道株式会社が唯一の契約相手と判断するものである。  
このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、九州旅客鉄道株式会社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路管理課長